

しょうがいしゃさべつかいしょうほう

# 障害者差別解消法が

## はじまります！

平成28年4月1日～

みんなで知って、みんなが暮  
らしやすいまちづくりを目指  
していきましょう。



そもそも…

### 1 「障害者差別解消法」って何？

この法律は、正式名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目的として、国の行政機関や市役所、民間事業者（会社やお店）などを対象に、必要となる事柄を定めています。

たとえば…

## 2 2 どんなことが差別になるの？

この法律で定めている差別については、大きく2つの内容に分かれます。

### その1 不当な差別的取扱いをすること。



障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりする行為をいいます。

#### ○「不当な差別的取扱い」の事例

- お店に入ろうとしたら車椅子を利用していることが理由で断られた。
- アパートの契約をするとき、障害があることを伝えるとそれを理由にアパートを貸してくれなかった。
- スポーツクラブや習い事教室などで障害があることを理由に入会を断られた。

### その2 合理的配慮をしないこと。



障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、その人の障害にあった必要な工夫ややり方をすることを合理的配慮といいます。この合理的配慮をしないことが差別にあたります。

#### ○「合理的配慮をしないこと」の事例

- 交通機関を利用したいとき、どの乗り物に乗ったらいいか職員に聞いたが、分かるように説明してくれなかった。
- 会議に呼ばれた時、目が見えにくいことを伝えたが、紙資料やパソコン画面を中心とした説明しかしてもらえなかった。

※「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮」の扱いは、市役所などと民間事業者ではちょっと違います。

	市役所など	民間事業者
「不当な差別的取扱い」	✕ 禁止	✕ 禁止
「合理的配慮」	◎ 法的義務	○ 努力義務



### 3 差別をしたらどうなるの？

#### (1) 市役所などの場合

市役所などで決めたルールによって、是正措置がとられます。



#### (2) 民間事業者（会社やお店）の場合

障害のある人にどんな対応をしたか、市役所などに報告するよう求められたり、差別をしないように注意をされることがあります。



#### (3) 個人の場合

この法律は個人を対象とはしていないので罰せられたりすることはありませんが、障害のある人への差別がなくなるよう、理解を深めてもらう必要があります。





## 4 どこに相談したらいいの？

障害のことで差別されたら、市役所福祉課（下記お問合せ先）、または（別紙）豊川市障害者相談支援事業所等一覧の連絡先に相談してください。



**【お問い合わせ先】**  
**豊川市福祉部福祉課**  
**〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地**  
**TEL：0533-89-2131**  
**0533-89-2159**  
**FAX：0533-89-2137**  
**E-mail：fukushi@city.toyokawa.lg.jp**